



2025年9月26日

各位

会社名 株式会社 enish  
住所 東京都港区六本木六丁目1番20号  
代表者名 代表取締役社長 安徳孝平  
(コード番号: 3667)  
問い合わせ先 管理本部 管理本部長 高木和成  
TEL.03 (6447) 4020

## 業績目標及び時価総額条件付き有償ストック・オプション (新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社常勤取締役及び従業員に対して、下記のとおり第21回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

### I. 発行の目的及び理由

当社は、業績回復及び中長期的な企業価値の増大を目指すうえで、既存タイトルの安定運営、IPを活用した新規ゲーム開発の推進、コスト構造の適正化、さらにWeb3分野における知見を活用したビットコインの戦略的保有を通じた成長戦略を展開しております。

こうした中長期的な企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、役職員が株価上昇及び業績改善に強くコミットすることが不可欠であると認識しております。

本新株予約権は、あらかじめ定めた業績条件及び株価条件の達成を行使条件とするものであり、これらの目標達成が当社の企業価値向上、株主利益の最大化に資するものと考えております。

### II. 新株予約権の主な内容

本新株予約権は、2026年12月期から2028年12月期までの3年間のうち、いずれかの年度において有価証券報告書の損益計算書に記載された売上高が一度でも42億円を超過し、かつ、同一事業年度において営業利益を計上した場合には、新株予約権のうち50%を上限として行使することができます。売上高の目標値を42億円に設定した理由は、当社がAI技術を活用した業務プロセスの効率化を推進し、外注加工費や広告宣伝費の削減などによる売上原価及び販売費・一般管理費の低減に取り組んでいる中で、損益分岐点を超えて営業利益を安定的に確保できる水準であると判断したためです。

さらに、上記の業績目標の達成に加え、割当日から2年以内に、当社普通株式の1か月間（当日を含む21取引日）の終値平均値に基づく時価総額が一度でも80億円を超過した場合には、新株予約権の全部を行使することができます。当社は企業価値の向上を目指し、新規タイトルの開発及び既存タイトルの安定運営を継続的に推進することで事業基盤の安定化を図るとともに、暗号資産の中核を成すビットコインを保有資産の一部に組み入れ、財務基盤の強化にも取り組んでおります。こうした取り組みを通じ、企業価値・株主価値の向上を測る具体的な指標として、現在の時価総額を倍増させることを目標とし、その水準として80億円を設定しました。

なお、第21回新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数33,543,560株に対して8.0%に相当（同日開示の第三者割当による第20回新株予約権（行使価額

修正条項付) 及び第 1 回無担保社債 (私募債) の発行並びに新株予約権の買取契約 (コミット・イシュー) の締結に関するお知らせ分を発行済株式総数に加算した場合、5.6%に相当) します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標及び株価目標の達成が行使条件とされており、その目標達成は当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行は既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的な範囲に収まるものと考えております。

### III. 発行の概要

#### 第 21 回新株予約権発行要項

##### 1. 新株予約権の数

26,800 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,680,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものであり、有利発行に該当しない。

##### 3. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

###### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2025 年 9 月 25 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である金 107 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年4月1日から2032年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記(A)及び(B)に定める条件をいずれも達成した場合に、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、(A)のみを達成した場合には、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち50%を上限として権利行使することができるものとする。

(A) 当社の2026年12月期から2028年12月期までのいずれかの事業年度において、有価証券報告書の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が42億円を超過し、かつ、同一事業年度において営業利益を計上すること

(B) 割当日から2年を経過する日までの期間内において、当社の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の時価総額（次式にて算出するものとする）の平均値が一度でも80億円を超過すること

$$\text{時価総額} = \text{東京証券取引所における当社株式の終値} \times \text{当社発行済株式総数}$$

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年10月20日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる

る。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年10月20日

9. 申込期日

2025年10月10日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社常勤取締役 3名 15,500個

当社従業員 7名 11,300個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

以上